

公害関係の届出の手引き

岐阜県公害防止条例
 ・提出先 市役所 環境課窓口
 ・提出部数 2部

・「特定施設」:工場又は事業場に設置される施設のうち著しい騒音を発生する施設であって規則で定めるもの

・「特定作業」:建設工事その他の作業のうち著しい騒音又は振動を発生する作業であって規則で定めるもの(届出は騒音のみ^{注5})

| 届出の種類 | 内容 | 手続き根拠 | 期日 | 必要書類 | 添付書類 | 備考 |
|------------------|--|-----------|----------------|---|-------------------------------|--------------------|
| 騒音に係る特定施設設置(使用)届 | ・設置する場合 ^{注1} | 条例第48条第1項 | 工事開始の30日前まで | ・騒音に係る特定施設設置(使用)届出書(第8号様式) ・騒音の防止の方法(別紙) | ・特定施設の配置図 ・特定工場及びその附近の見取り図 | 受理書(第12号様式)の交付(後日) |
| 騒音に係る特定施設設置(使用)届 | ・既設の施設が特定施設に指定される場合 ^{注2} | 条例第49条第1項 | 指定のあった日から30日以内 | ・騒音に係る特定施設設置(使用)届出書(第8号様式) ・騒音の防止の方法(別紙) | ・特定施設の配置図 ・特定工場及びその附近の見取り図 | 受理書(第12号様式)の交付(後日) |
| 特定施設の種類の数変更届 | ・種類ごとの数を変更する場合 ^{注3} | 条例第50条第1項 | 工事開始の30日前まで | ・特定施設の種類の数変更届出書(第9号様式) | ・特定施設の配置図 ・特定工場及びその附近の見取り図 | 受理書(第12号様式)の交付(後日) |
| 騒音の防止の方法変更届 | ・騒音の防止の方法を変更する場合 ^{注4} | 条例第50条第1項 | 工事開始の30日前まで | ・騒音の防止の方法変更届出書(第10号様式) ・騒音の防止の方法(別紙) | ・特定施設の配置図 ・特定工場及びその附近の見取り図 | 受理書(第12号様式)の交付(後日) |
| 氏名等変更届 | ・届出者の変更がある場合 ・工場又は事業場の名称及び所在地の変更がある場合 | 条例第53条 | 変更のあった日から30日以内 | ・氏名(名称、住所、所在地等)変更届出書(第3号様式) | | |
| 騒音に係る特定施設使用廃止届 | ・届出施設の使用を全て廃止する場合 | 条例第53条 | 廃止から30日以内 | ・騒音に係る特定施設使用廃止届出書(第4号様式) | | |
| 承継届 | ・譲り受け、又は借り受けた場合 ・相続又は合併があつた場合 | 条例第53条 | 承継のあった日から30日以内 | ・承継届出書(第5号様式) | | |
| 事業場内特定作業実施届 | 事業場内で特定作業 ^{注5} を実施する場合 | 条例第56条第1項 | 開始の30日前まで | ・事業場内特定作業実施届出書(第11号様式) ・騒音の防止の方法(別紙) | ・当該特定建設作業の場所の附近の見取り図 | |

注1 工場、事業場等(特定施設が設置されていないものに限る)に特定施設を設置する場合

注2 新たに特定施設となった際、現に工場、事業場(その施設以外の特定施設が設置されていないものに限る)にその施設を設置している場合

注3 種類ごとの数を減少する場合及び直近に届け出た数の二倍以内に増加する場合は届出不要

注4 変更が当該特定工場等において発生する騒音若しくは振動の大きさの増加を伴わない場合は届出不要

注5 1. 板金又は製かん作業(厚さ0.5ミリ以上の金属板加工) 2. 鉄骨又は橋りょう組み立て作業(びょう打ち) 3. チェンソーを使用する作業